

議案第二十七号

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日
教育委員会議案資料 No. 6

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年港区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第十五号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則新旧対照表	
改正案	現行
（前略） （給与の減額免除） 第九条 条例第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までに規定する港区教育委員会規則で定める休暇は、港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年港区規則第十二号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次の各号に掲げるもの（第二号、第四号、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十五号及び第十六号に掲げる休暇にあつては任用される期間が六月を超える会計年度任用講師に限り、第八号及び第九号に掲げる休暇にあつては任用される期間が六月を超え、かつ、一日の正規の勤務時間が（会計年度任用講師勤務時間規則第二条、第四条第一項及び第二項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）七時間四十五分である会計年度任用講師に限る。）とする。 一〇十四（略） 十五 子の看護等休暇 十六（略）	（前略） （給与の減額免除） 第九条 条例第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までに規定する港区教育委員会規則で定める休暇は、港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年港区規則第十二号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次の各号に掲げるもの（第二号、第四号、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十五号及び第十六号に掲げる休暇にあつては任用される期間が六月を超える会計年度任用講師に限り、第八号及び第九号に掲げる休暇にあつては任用される期間が六月を超え、かつ、一日の正規の勤務時間が（会計年度任用講師勤務時間規則第二条、第四条第一項及び第二項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）七時間四十五分である会計年度任用講師に限る。）とする。 一〇十四（略） 十五 子の看護休暇 十六（略）

(後略)

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(後略)